

吉岡町学童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、吉岡町（以下「本町」という。）が発注する「吉岡町学童クラブ運営業務」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

本業務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成及び保護者の子育てと仕事の両立支援を図ることを目的とする。

本業務では、放課後児童健全育成事業の運営業務を委託することにより、本町の立場に立って、本町が求める運営や諸条件等を的確に運営に反映し、円滑に業務を遂行させるとともに、利用者サービスの向上等、効率的かつ適正な運営を実施するものとする。

3 業務概要

(1) 業務名

吉岡町学童クラブ運営業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託料上限額

委託料については、会計年度ごとに委託者に支払うこととします。業務委託料の上限限度額は425,100千円（3年間・第2種社会福祉事業にあたるため消費税は非課税）とし、その範囲内で各年度毎における適正な委託料を見積もるものとする。

ただし、利用申請数等により支援単位数の変更が生じた場合及び賃金水準の上昇等並びに社会保険料率の変更など制度変更等に伴う増減については、その都度町と協議するものとする。

(4) 業務委託期間

ア 運営業務：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

イ 運営移行に係る準備期間：契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

4 提案参加要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。

エ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ 公募開始時点において、本町及び国又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていない者

カ 過去3カ年（令和5年度から令和7年度まで）において、地方公共団体から放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）の運営業務の受託（指定管理者を含む）実績がある者

（2）複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみ行えるものとする。

（3）業務の再委託

吉岡町の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。

5 スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項 目	期 日
公募開始	令和8年10月 1日（木）
質問書の受付	令和8年10月 7日（水）正午まで [必着]
質問の回答	令和8年10月14日（水）
参加申込期限	令和8年10月16日（金）正午まで [必着]
企画提案書の提出	令和8年10月23日（金）正午まで [必着]
審査（プレゼンテーション審査）	令和8年11月 2日（月） [予定]
審査結果の通知	令和8年11月上旬

6 参加申込

（1）提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実績表（様式第5号）

エ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）
（直近３事業年度分・任意様式）

※法人形態によって、作成が義務付けられている決算書類。

オ 誓約書（様式第７号）

カ 委任状（会社法上契約書等の権限を有していない者が申請する場合）

(2) 提出部数

各１部

(3) 提出期限

令和８年１０月１６日（金）正午まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は提出期限までに必着とする。）

(5) 提出

吉岡町健康福祉課子育て支援室

〒３７０－３６９２ 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田５６０番地

(6) 受理通知書の送付

参加表明書を受理した場合、提出書類に基づき参加資格（一部）を審査の上、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールにより参加表明書受理通知書（様式第２号）を送付する。

(7) その他

参加表明書を提出していない者からの応募（企画提案書の提出）は、一切受け付けない。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第３号）

(2) 提出期限

令和８年１０月７日（水）正午まで〔必着〕

(3) 提出方法

ア 電子メールにより質問書を提出すること。

イ 電子メールの件名は、「プロポーザル質問（学童クラブ）」とすること。

ウ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

エ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

(4) 提出先

吉岡町健康福祉課子育て支援室 [E-mail] ko-shi@town.yoshioka.gunma.jp

[TEL] ０２７９－２６－２２４８

(5) 回答方法

ア 質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和８年１０月１４日（水）を目途に、電子メールにより回答する。

イ 電子メールは、質問書を提出したメールアドレス宛に送信（返信）する。

ウ 質疑応答集において、質問を行った事業者名は、公表しない。

エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。

オ 質問内容等が本プロポーザルの遂行を妨げる可能性があるとは判断した場合は、回答しないことがある。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

イ 企画書（任意様式）

（ア） 用紙サイズは、日本工業規格A4判（A3判資料折込使用可）とする。両面印刷で作成し、（表紙・目次ページは除き）70ページ以内でまとめること。A3判の挿入も可能とするが、2ページ換算とし、A4判に折り込むこと。

（イ） 業務委託仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、以下の項目をすべて盛り込むこと。図表等を用いることも可とする。

項番	項目	記載内容
1	業務の基本的な考え方・方針	・本業務に対する基本的な考え方や姿勢について
2	提案内容の的確性	・放課後児童健全育成事業運営における安定的なサービスの提供に関する実施方針、利用者が安心安全に利用できる、具体的なサービス向上のための取組み ・法令順守の考え方
3	支援員等の雇用に対する待遇、資質向上	・支援員等の安定的な確保及び選考方法、指導及び研修体制 ・支援員等の給与及び福利厚生、支援員等の負担軽減の取組み
4	危機管理体制	・事故発生時の対応、予防の体制、苦情処理、災害等への対応 ・個人情報の保護及び職務上知りえた秘密の漏洩防止に関する考え方
5	学校、保護者、地域等との連携	・保護者との連携の取組み ・学校、地域との連携の取組み
6	事業実績	・同種業務の実績 ・本町と同規模以上の施設数（1自治体当たり）の運営実績
7	実施体制	・事業を円滑に進められる実施体制

ウ 費用見積書（様式第6号）

※見積価格は、委託料上限額を超えないものとする。

エ 積算内訳書（任意様式）

※上記ウの見積に係る積算内訳が分かるもの

(2) 提出部数

提出書類は正本を各1部、副本を各6部提出すること。

(3) 提出期限

令和8年10月23日（金）正午まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

吉岡町健康福祉課子育て支援室

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

(6) 留意事項

ア 横書き、長辺綴じを標準とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。

イ 提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。

ウ イラスト、図表等の使用は可とする。

エ 専門用語等を使用する場合、平易な用語による脚注を付記するなどの対応を行い、評価者が特段の専門的知識を有していなくても評価できる企画提案書を作成すること。

9 審査（受託候補者の選定）

(1) 審査方法

ア 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより構成する。

イ 審査は、吉岡町に設置する「吉岡町学童クラブ運営業務プロポーザル選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が行い、選考委員会による審査を経て、順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託候補者とする。

ウ 審査は非公開とし、審査の経過等に係る問い合わせには一切応じない。

エ 実施日程（予定）は、令和8年11月2日（月）頃とする。なお、実施時間、場所等の詳細は、別途連絡する。

オ プレゼンテーションは、1者につき60分（プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度、準備及び片付けを含む。）以内を予定し、順次個別に行う。

カ プレゼンテーションの説明は、企画提案書に基づくものとする。

キ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、プロジェクターでスクリーンに投影する方法を採ることを認める。この場合、投影するものと同じ資料をプレゼンテーション審査日前（10月28日）までに事務局に6部提出すること。なお、この資料は、企画提案書の範囲を超えた内容は認めない。

ク プロジェクター及びスクリーンは、吉岡町において用意する。ただし、プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。

ケ プレゼンテーションに出席できる人数は最大5名とする。

コ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については、吉岡町の

指示に従うこと。

(2) 審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目、主な評価基準等は、別紙「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者の得点を明示した書面により、個別に通知するとともに、吉岡町ホームページにおいて受託候補者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

10 契約

- (1) 受託候補者選定後、受託候補者は吉岡町と業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約の締結を行う。なお、契約対象となる業務内容は、企画提案書の内容に拘束されるものではない。また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (2) 協議が整わないとき又は受託候補者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

11 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- (7) 著しく信義に反する行為があったとき。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の返却はしない。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、企画提案書の複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 参加表明書の提出後、審査により受託候補者が選定されるまでは、参加辞退届（様式第8号）をもって申し出ることにより、参加辞退ができるものとする。
- (5) 契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないことが認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、吉岡町は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

1 3 問い合わせ先

吉岡町健康福祉課子育て支援室（担当：吉田）

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

[TEL] 0279-26-2248 [FAX] 0279-54-8681

[E-mail] ko-shi@town.yoshioka.gunma.jp

別紙

審査基準

審査基準事項及び配点表

企画提案及びプレゼンテーションによる審査

No	評価項目	点数	主な評価基準
1	業務の基本的な考え方・方針	5	・学童クラブ運営に対する基本的な考え方が、本業務の趣旨をよく理解しているか
2	提案内容の的確性	30	・放課後児童健全育成事業運営における安定的なサービスの提供に関する実施方針 ・利用者が安心安全に利用できる、具体的なサービス向上のための取組み ・支援員等の配置計画 ・法令順守の考え方
3	支援員等の雇用に対する待遇、資質向上	20	・支援員等の安定的な確保及び選考方法 ・支援員等の指導及び研修体制 ・支援員等の給与及び福利厚生 ・支援員等の負担軽減の取組み
4	危機管理体制	15	・事故発生時の対応、予防の体制、苦情処理 ・災害等への対応 ・個人情報の保護及び職務上知りえた秘密の漏洩防止に関する考え方
5	学校、保護者、地域等との連携	10	・保護者との連携の取組み ・学校、地域との連携の取組み
6	事業実績	10	・同種業務の実績は十分なものか ・本町と同規模以上の施設数の運営実績はあるか
7	実施体制	10	・事業を円滑に進められる実施体制 ・準備期間（契約締結後から委託業務開始まで）の流れ ・学童クラブ及び支援員等に対する巡回等の取組み
8	見積価格	20	①参加事業者のうち価格がもっとも低額である者を第1位とし、価格点の満点である20点を与える。 ②その他の参加事業者の価格点は、第1位の見積価格（最低価格）と当該事業者の見積金額との比率により算出する。なお、算出した得点の小数点第1位を四捨五入する。 ③価格点＝20点×（最低価格／当該見積価格）
合 計		120	

※合計点数の平均点数が60点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。